消費者庁 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

用實石厂 半成3	10年の地方	」かりの掟柔寺	テに関する対応万針に対するノオレ	コーアツノ状況							
提案区分 管理 番号 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等制度の所管・関係府省の	寸 団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	補足資料
74 B 地方に対する規制緩和	途表示の許可 申請に係る都道 府県経由事務 の廃止	について、営業所(本 社、研究所等)の所在 地の都道府県経由事務 を廃止し、申請者から直 接、内閣総理大臣(消 費者庁)へ申請すること とする。	現行制度では、食品の特別用途表示の許可申請は、営業			愛知県		 茨城 県、石 川県、	事務廃止については、年末を目途に検討し、地方分権一括法により改正を行う。 ただし、経由事務を廃止した場合であっても、同法第27条に規定する立入検査及び収去等の許可後の監視指導が、引き続き、都道府県においても適切に行われる必要があることから、特別用途食品の許可書の送付を国から直接申請者に行なった際などに、当該食品に係る情報につい		寸

消費者庁 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

存省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 			提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	泛資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見				措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	提 実 示 (府 【全	全国知事会】 案の実現を求める。 現にあたっては、営業所の所在地を所管する都道府県が特別用途表 の許可情報を十分に把握できるような方策について検証を行い、都道 県に許可情報を通知する等の対応を求める。 全国市長会】 案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。			6【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請係る都道府県経由事務(26条2項)については、廃止する。	法律、通知、質疑応答集	令和元年9月7日施行 予定 【通知】 令和元年9月7日施行 予定 【質疑応答集】 令和元年9月7日施行 予定	【法律】 地域の自主性及び自立性をるための推進を関する。 の推進を関する。 の関係法律の整備に関する。 と「特定のをはて」の表示に消象 は通知】 ・「特につれて」のの表示に消象 を1、「特別で」のの表示に消象 を1、「特別で」の表示に消象 を1、「特別で」の表示に消象 を1、「特別では、一年6月7日付け消象 を1、「特別では、一年6月7日に関するの で1、「特別では、一年6月7日に関するの で1、「特別での で1、「特別では、一年6月7日に関するで で1、「特別での で1、「特別では、 で1、「特別では、 で2、「特別では、 で3、「特別で3、「特別で3、「特別で3、「特別で3、「特別で3、「特別で3、「特別で3、「特別で4、「4、「特別で4、「4、「4、「4、「4、「4、「4、「4、「4、「4、「4、「4、「4、「4	